

<共通部>

○：入力可 空白：入力不可

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																			
			E・M N・R		G		T															
			L	S	L	S	L	S														
1	申告等番号 (「申告等番号」欄)	入力不可。																				
2	大額・少額識別 (「大額・少額識別*」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大額申告</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td>少額申告</td> <td>S</td> </tr> </tbody> </table> (注) ① 大額申告とは、少額申告以外の貨物の申告をいう（以下この章において同じ。）。 ② 少額申告とは、関税法基本通達 67-2-1（輸出少額貨物の簡易通関扱い）に規定する貨物の申告をいう（以下この章において同じ。）。	区 分	コード	大額申告	L	少額申告	S	○	○	○	○	○	○								
区 分	コード																					
大額申告	L																					
少額申告	S																					
3	申告等種別コード (「申告等種別*」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出申告</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>積戻し申告</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>特定輸出申告</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>特定委託輸出申告</td> <td>N</td> </tr> <tr> <td>特定製造貨物輸出申告</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>展示等積戻し申告</td> <td>G</td> </tr> </tbody> </table> (注) 郵便物の場合は「E」（輸出申告）又は「R」（積戻し申告）を必須入力する。	区 分	コード	輸出申告	E	積戻し申告	R	特定輸出申告	T	特定委託輸出申告	N	特定製造貨物輸出申告	M	展示等積戻し申告	G	○	○	○	○	○	○
区 分	コード																					
輸出申告	E																					
積戻し申告	R																					
特定輸出申告	T																					
特定委託輸出申告	N																					
特定製造貨物輸出申告	M																					
展示等積戻し申告	G																					

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																									
			E・M N・R		G		T																					
			L	S	L	S	L	S																				
4	申告先種別 コード (「申告先種別」 欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般申告（緊急通関貨物）</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>一般申告（特別通関貨物）</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>自由化申告（緊急通関貨物）</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>横持ち申告</td> <td>Y</td> </tr> <tr> <td>横持ち申告（緊急通関貨物）</td> <td>K</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>① 緊急通関貨物とは、輸出入申告等に係る貨物の種類に応じて税関が個別に申告先として設定する通関担当部門に輸出入申告等する貨物のことをいう(以下この章において同じ。)</p> <p>② 特別通関貨物とは、特定の税関官署の開庁時間外における通関業務を担当する通関部門が設置されている税関官署あてに輸出入申告等する貨物のことをいう(以下この章において同じ。)</p> <p>③ 「E」（自由化申告（緊急通関貨物））は、横持ち申告を除く自由化申告の緊急通関貨物の場合に入力する(以下この章において同じ。)</p>	区 分	コード	一般申告（緊急通関貨物）	R	一般申告（特別通関貨物）	T	自由化申告（緊急通関貨物）	E	横持ち申告	Y	横持ち申告（緊急通関貨物）	K														
区 分	コード																											
一般申告（緊急通関貨物）	R																											
一般申告（特別通関貨物）	T																											
自由化申告（緊急通関貨物）	E																											
横持ち申告	Y																											
横持ち申告（緊急通関貨物）	K																											
5	申告貨物識別 (「貨物識別」 欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S P 貨物</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>O B C 貨物</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>外交官貨物</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td>M D A 貨物</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>米軍払い下げ貨物</td> <td>G</td> </tr> <tr> <td>携帯貨物</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>EMS</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>航空郵便物</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>S A L</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>① 「申告等種別*」欄に「E」（輸出申告）又は「R」（積戻し申告）以外のコードを入力した場合は、「E」（EMS）、「H」（航空郵便物）及び「U」（SAL）については入力不可。</p>	区 分	コード	S P 貨物	S	O B C 貨物	B	外交官貨物	L	M D A 貨物	X	米軍払い下げ貨物	G	携帯貨物	K	EMS	E	航空郵便物	H	S A L	U						
区 分	コード																											
S P 貨物	S																											
O B C 貨物	B																											
外交官貨物	L																											
M D A 貨物	X																											
米軍払い下げ貨物	G																											
携帯貨物	K																											
EMS	E																											
航空郵便物	H																											
S A L	U																											

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別													
			E・M N・R		G		T									
			L	S	L	S	L	S								
		<p>② 「申告等種別*」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合は、「S」（SP貨物）又は「B」（OBC貨物）のみ入力することができる。</p> <p>③ 「申告等種別*」欄に「E」（輸出申告）、「R」（積戻し申告）、「T」（特定輸出申告）、「N」（特定委託輸出申告）又は「M」（特定製造貨物輸出申告）を入力した場合であって、未ラベル貨物の場合は「K」（携帯貨物）を入力する。</p> <p>④ 「関税減免戻税コード」欄に、用途外使用に該当しない用途の関税減免戻税コード（輸出）（「業務コード集」参照）を入力する場合は、「L」（外交官貨物）、「X」（MDA貨物）及び「G」（米軍払い下げ貨物）については入力不可。</p> <p>⑤ 「申告等種別*」欄に「T」（特定輸出申告）を入力した場合は、「S」（SP貨物）、「B」（OBC貨物）又は「K」（携帯貨物）のみ入力することができる。</p>														
6	識別符号 （「識別符号」欄）	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人（法人番号を有する者）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人番号を有しない者及び個人</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当該項目を入力しない場合であって、「輸出者」欄左に法人番号又は法人番号と関連付けられているJASTPROコード若しくは税関発給コードが入力された場合は、システムにより自動的に「1」（法人（法人番号を有する者））が出力される。</p>	区 分	コード	法人（法人番号を有する者）	1	法人番号を有しない者及び個人	2	不明	3	○	○	○	○	○	○
区 分	コード															
法人（法人番号を有する者）	1															
法人番号を有しない者及び個人	2															
不明	3															
7	あて先官署コード （「あて先官署」欄）	<p>(1) 「通関予定蔵置場」欄への入力内容に基づき、当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。ただし、「申告先種別」欄に「T」（一般申告（特別通関貨物））を入力した場合は、当該官署の開庁時間外の申告を受け付ける税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(2) 「申告等予定者」欄に入力した利用者コード又は「申告等予定者」欄を入力しない場合は入力者の利用者コードに</p>	○	○	○	○	○	○								

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別						
			E・M N・R		G		T		
			L	S	L	S	L	S	
		<p>ついて、輸出申告等先税関官署がシステムに登録されている場合は、輸出申告等先税関官署として登録されている税関官署コード（「業務コード集」参照）が前記(1)に優先してシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(3) 税関の指示により、自動的に出力された税関官署以外の官署に輸出申告等先を変更する場合は、輸出申告等先の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>(4) 自由化申告の場合は、輸出申告等先の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p>							
8	あて先部門コード (「あて先部門」欄)	<p>(1) 「輸出統計品目番号」欄左等に基づき、システムにより自動的に出力される。</p> <p>(2) 税関の指示により、システムにより自動的に出力された部門以外の部門に輸出申告等先を変更する場合は、部門コードを入力する。</p> <p>(3) 少額申告又は展示等積戻し申告の場合において、「輸出統計品目番号」欄左を入力しなかった場合は必須入力する。</p>	○	○	○	○	○	○	
9	申告予定年月日 (「申告予定年月日」欄)	<p>(1) 本業務を実施した日の翌日以降に輸出申告等を行う場合は、輸出申告等予定年月日を西暦（8桁）で入力する。</p> <p>(2) 入力しない場合は、事項登録日がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(3) 事項登録日の翌週に申告する場合は、申告価格計算用換算レートがシステムに登録されている必要がある。</p>	○	○	○	○	○	○	
10	輸出者コード (「輸出者」欄左（申告等種別「G」を除く。)) (申告等種別「G」については「参加者」欄左)	<p>(1) 輸出入者コードを有する輸出者の場合は、輸出入者コードを入力する。なお、枝番（4桁）を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。</p> <p>(2) 輸出入者コードを有しない輸出者の場合は、入力を要しない。</p>	○	○	○	○	○	○	

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別							
			E・M N・R		G		T			
			L	S	L	S	L	S		
11	輸出者名 (「輸出者」欄右(申告等種別「G」を除く。)) (申告等種別「G」については「参加者」欄右)	次のいずれかに該当する場合は、輸出者名を必須入力する。 ① 「輸出者」欄左を入力しなかった場合。 ② 「輸出者」欄左にJASTPROコード又は税関発給コードと関連付けられていない法人番号(以下この章において「関連付けのない法人番号」という。)を入力した場合。	○	○	○	○				
12	郵便番号 (「輸出者住所」欄上段左(申告等種別「G」を除く。)) (申告等種別「G」については「参加者住所」欄上段左)	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の郵便番号と異なる場合は、当該郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。)	○	○	○	○	○	○		
以下 13 から 16 までの項目の具体的な入力方法については、前章第 1 節別紙 6 (住所の入力方法) を参照すること。										
13	住所 1 (都道府県) (「輸出者住所」欄上段中(申告等種別「G」を除く。)) (申告等種別「G」については「参加者住所」欄上段中)	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の住所(都道府県)を入力する。 (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の住所と異なるときは、当該住所(都道府県)を入力する。	○	○	○	○	○	○		
14	住所 2 (市区町村(行政区名)) (「輸出者住所」欄上段右(申告等種別「G」を除く。))	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の住所(市区町村(行政区名))を入力する。 (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の住所と異なる場合は、当該住所(市	○	○	○	○	○	○		

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別							
			E・M N・R		G		T			
			L	S	L	S	L	S		
	(申告等種別「G」については「参加者住所」欄上段右)	区町村(行政区名)を入力する。 (3) 輸出者の住所(市区町村(行政区名))を全て入力することができない場合は、「輸出者住所」欄中段に続けて入力する。								
15	住所3(町域名・番地) (「輸出者住所」欄中段(申告等種別「G」を除く。)) (申告等種別「G」は「参加者住所」欄中段)	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の住所(町域名及び番地)を入力する。 (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の住所と異なる場合は、当該住所(町域名及び番地)を入力する。 (3) 「輸出者住所」欄上段右のみでは輸出者の住所(市区町村(行政区名))を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。 (4) 輸出者の住所(町域名及び番地)を全て入力することができない場合は、「輸出者住所」欄下段に続けて入力する。	○	○	○	○	○	○	○	
16	住所4(ビル名ほか) (「輸出者住所」欄下段(申告等種別「G」を除く。)) (申告等種別「G」については「参加者住所」欄下段)	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の住所(ビル名等)を入力する。 (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の住所と異なる場合は、当該住所(ビル名等)を入力する。 (3) 「輸出者住所」欄中段のみでは輸出者の住所(町域名及び番地)を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。	○	○	○	○	○	○	○	
17	輸出者電話番号 (「輸出者電話」欄(申告等種別「G」を除く。)) (申告等種別「G」は「参加者電話」欄)	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の電話番号を市外局番から入力する(区切り符号は入力しない。) (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の電話番号と異なる場合は、当該電話番号を入力する(区切り符号は入力しない。)	○	○	○	○	○	○	○	

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
18	税関事務管理人コード（「税関事務管理人」欄）	<p>税関事務管理人を定めている場合は次による。</p> <p>① 法人番号を有する税関事務管理人の場合は、法人番号を入力する。</p> <p>なお、枝番（4桁）を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。</p> <p>② 法人番号を除く輸出入者コードのみを有する税関事務管理人の場合は、当該輸出入者コードを入力する。</p> <p>なお、枝番（4桁）を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。</p> <p>③ 輸出入者コードを有しない税関事務管理人の場合は、入力を要しない。</p>	○	○	○	○	○	○
19	税関事務管理人受付番号（「受理番号」欄）	<p>税関事務管理人を定めている場合は、税関事務管理人番号を入力する。</p>	○	○	○	○	○	○
20	税関事務管理人名（「受理番号」欄下）	<p>税関事務管理人を定めている場合であって、次のいずれかに該当する場合は、税関事務管理人名を入力する。</p> <p>① 「税関事務管理人」欄を入力しなかった場合。</p> <p>② 「税関事務管理人」欄に関連付けのない法人番号を入力した場合。</p>	○	○	○	○	○	○
21	申告予定者コード（「申告予定者」欄）	<p>(1) 申告者を指定する場合は、申告者の利用者コードを入力する。</p> <p>(2) 航空貨物代理店が本業務を行う場合であって、申告官署と蔵置官署が異なる場合は、認定通関業者の利用者コードを必須入力する。</p> <p>(3) 入力しない場合は、本業務の入力者が申告予定者となる。</p>	○	○	○	○	○	○
22	通関予定蔵置場コード（「通関予定蔵置場」欄）	<p>(1) 保税地域等において輸出の許可を受ける場合 輸出の許可を受ける予定の保税地域等の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>(2) 特定輸出申告又は特定委託輸出申告の場合 以下のとおり、申告時に貨物が置かれている場所の保税地域コード等を入力する。</p> <p>① 保税地域等に貨物が置かれている場合 保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>② 保税地域等以外の場所（自社施設等）に貨物が置かれ</p>	○	○	○	○	○	○

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
		<p>ている場合</p> <p>イ 自社施設の保税地域コードを入力する。</p> <p>ロ 自社施設の保税地域コードが無い場合は、貨物が置かれている施設等の所在地を管轄する税関官署のバスケットコード（例：1 AWWW）を入力する。この場合、当該施設等の名称及び所在地を「記事（税関）」欄に入力する。</p> <p>ハ 輸出の許可を受けた後に保税地域等を経由して積込港へ運送される場合は、「TOKUTEI」＋当該保税地域等の保税地域コード（「業務コード集」参照）を「記事（税関）」欄に入力する。</p> <p>（注）運送中の貨物は、上記①、②の入力方法に従って、当該貨物が置かれていた場所の保税地域コード等を入力する。</p> <p>（3）特定製造貨物輸出申告の場合</p> <p>① 貨物を搬入する保税地域等の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>② 輸出申告時に貨物が置かれている自社施設等の名称及び所在地並びに認定製造者（関税法第 67 条の 14 に規定する認定製造者をいう。）及び運送者の氏名又は名称を「記事（税関）」欄に入力する。ただし、運送中の貨物について、当該貨物の積込港を管轄する税関官署に特定製造貨物輸出申告を行う場合は、入力を省略することができる。</p>						
23	仕向人コード （「仕向人」欄左）	<p>(1) 海外用輸出入者コードを有する仕向人の場合は、海外用輸出入者コードを入力する。</p> <p>(2) 海外用輸出入者コードを有しない仕向人の場合は、入力を要しない。</p>	○	○	○	○	○	○
24	仕向人名 （「仕向人」欄右）	「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人名を入力する。	○	○	○	○	○	○
25	住所 1 （ Street and number/P. O. BOX ）	<p>(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の住所（Street and number/P. O. BOX）を入力する。</p> <p>(2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の住所と異なる場合は、当該住所</p>	○	○	○	○	○	○

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別							
			E・M N・R		G		T			
			L	S	L	S	L	S		
	(「仕向人住所」欄上段左)	(Street and number/P. O. BOX) を入力する。								
26	住所 2 ( Street and number/P. O. BOX ) (「仕向人住所」欄上段右)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。 (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の住所と異なる場合は、当該住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。	○	○	○	○	○	○		
27	住所 3 (City name) (「仕向人住所」欄中段左)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の住所 (City name) を入力する。 (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の住所と異なる場合は、当該住所 (City name) を入力する。	○	○	○	○	○	○		
28	住所 4 (Country sub-entity, name) (「仕向人住所」欄中段右)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の住所 (Country sub-entity, name) を入力する。 (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の住所と異なる場合は、当該住所 (Country sub-entity, name) を入力する。	○	○	○	○	○	○		
29	郵便番号 (Postcode identification) (「仕向人住所」欄下段)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の郵便番号 (Postcode identification) を入力する (区切り符号は入力しない。) (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の郵便番号が異なる場合は、当該郵便番号 (Postcode identification) を入力する (区切り符号は入力しない。) (3) 仕向人の国に郵便番号が存在しない場合は、入力を要しない。	○	○	○	○	○	○		
30	国名コード ( Country, code d) (「仕向人国」欄)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人国を国連LOCODE (「業務コード集」参照) の国名コードで入力する。 (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の国名コードと異なる場合は、当該仕向人の国名コードを入力する。 (3) 「JP」(日本)、「ZX」(保税工場・総合保税地域)、	○	○	○	○	○	○		

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別								
			E・M N・R		G		T				
			L	S	L	S	L	S			
		「ZY」(指図式)及び「ZZ」(不明)については、入力不可。									
31	検査立会者 (「検査立会者」欄)	検査又は貨物確認の立会いを申告者以外の者に委託する場合は、当該受託者の利用者コードを入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	AWB番号 (「AWB番号」欄)	(1) AWB番号又はHAWB番号のプリフィックス部及び通番部(枝番号含む。)を必須入力する。 (2) 郵便物の場合は、郵便物番号を必須入力する。 なお、複数の郵便物番号を入力する場合は、当該郵便物番号を「記事(税関)」欄に入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	貨物個数 (「貨物個数」欄)	貨物の外装個数を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	最終仕向地コード (「最終仕向地」欄左)	(1) 最終仕向地について次のとおり入力する。 ① 最終仕向地が国連LOCODE(「業務コード集」参照)に掲載されている場合は、国名コード(2桁)+地域コード(3桁)を入力する。(例:アメリカのニューヨーク国際空港の場合は、「USJFK」) ② 国連LOCODE(「業務コード集」参照)に積出地の国名コードは掲載されているものの、地域コードは掲載されていない場合は、国名コード(2桁)に「ZZZ」を加えて入力する。(例:アメリカの場合:「USZZZ」) (2) 国名コードについては「JP」(日本)、「ZX」(保税工場・総合保税地域)、「ZY」(指図式)及び「ZZ」(不明)は入力不可。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	最終仕向地名 (「最終仕向地」欄右)	「最終仕向地」欄左に地域コードとして「ZZZ」を入力した場合は、最終仕向地名を入力する。 ただし、郵便物の場合は入力を要しない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	積込港コード (「積込港」欄)	(1) 国連LOCODE(「業務コード集」参照)の地域コード3桁を入力する(例:成田空港の場合、「NRT」)。 (2) 郵便物で、積込港が不明な場合は「ZZZ」を入力することとし、「記事(税関)」欄への港名の入力は要しない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	貿易形態別符号 (「貿易形態別	統計基本通達 25-3(貿易形態別符号)に規定する「貿易形態別符号表」により、第1符号、第2符号及び第3符号	○						○		

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																								
			E・M N・R		G		T																				
			L	S	L	S	L	S																			
	符号」欄)	の順に入力する。  (注) 当該貨物が統計基本通達 21-1 (普通貿易統計計上貨物) に該当しない場合又は同通達 21-2 (普通貿易統計計上除外貨物) に該当する場合は、入力を要しない(ただし、同通達 21-2 (14)の金貨及び貨幣用金を除く。)																									
38	出港予定年月日 (「出港予定年月日」欄)	(1) 申告貨物の搭載予定年月日を西暦(8桁)で入力する。 (2) 次の条件を満たすこと。 入力日 ≤ 申告予定年月日 ≤ 出港予定年月日 ≤ 入力日 + 30 日 (3) 統計計上貨物の場合において積込港がシステム対象外の場合は必須入力する。 (4) 郵便物の場合は入力を要しない。	○		○		○																				
39	税関調査用符号 (「税関調査用符号」欄)	輸出申告等の調査のため税関が指示した場合に、指定されたコードを入力する。	○	○					○	○																	
40	輸出承認証等区分 (「輸出承認証等区分*」欄)	次の区分に応じたコードを入力する。(注1)																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">コード</th> </tr> <tr> <th>承認証等 必要</th> <th>特例扱で 不要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外為法第 48 条第 1 項 (輸出の許可等) 又は輸出貿易管理令第 1 条第 3 項 (輸出の許可) に該当するもの。</td> <td>F E (注 2)</td> <td>N 1 (注 3)</td> </tr> <tr> <td>輸出令第 2 条第 1 項 (輸出の承認) 第 1 号から第 1 号の 8 までに該当するもの。</td> <td>E 1 (注 4)</td> <td>N 2</td> </tr> <tr> <td>輸出令第 2 条第 1 項 (輸出の承認) 第 2 号に該当するもの。</td> <td>E 2</td> <td>N 3</td> </tr> <tr> <td>外国為替令第 6 条 (支払等の許可)、第 8 条 (支払手段等の輸出入の許可) 又は第 17 条第 3 項若しくは第 4 項 (役務取引の許可等) に該当するもの。</td> <td colspan="2">F T</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード		承認証等 必要	特例扱で 不要	外為法第 48 条第 1 項 (輸出の許可等) 又は輸出貿易管理令第 1 条第 3 項 (輸出の許可) に該当するもの。	F E (注 2)	N 1 (注 3)	輸出令第 2 条第 1 項 (輸出の承認) 第 1 号から第 1 号の 8 までに該当するもの。	E 1 (注 4)	N 2	輸出令第 2 条第 1 項 (輸出の承認) 第 2 号に該当するもの。	E 2	N 3	外国為替令第 6 条 (支払等の許可)、第 8 条 (支払手段等の輸出入の許可) 又は第 17 条第 3 項若しくは第 4 項 (役務取引の許可等) に該当するもの。	F T		○	○			○	○		
区 分	コード																										
	承認証等 必要	特例扱で 不要																									
外為法第 48 条第 1 項 (輸出の許可等) 又は輸出貿易管理令第 1 条第 3 項 (輸出の許可) に該当するもの。	F E (注 2)	N 1 (注 3)																									
輸出令第 2 条第 1 項 (輸出の承認) 第 1 号から第 1 号の 8 までに該当するもの。	E 1 (注 4)	N 2																									
輸出令第 2 条第 1 項 (輸出の承認) 第 2 号に該当するもの。	E 2	N 3																									
外国為替令第 6 条 (支払等の許可)、第 8 条 (支払手段等の輸出入の許可) 又は第 17 条第 3 項若しくは第 4 項 (役務取引の許可等) に該当するもの。	F T																										

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別															
			E・M N・R		G		T											
			L	S	L	S	L	S										
		<p>前記のいずれにも該当しないもの（輸出承認証等不要の場合。）。</p> <p>（注1）1件の申告につき複数の区分に該当する場合は、上段に位置するコードを入力する。</p> <p>（注2）輸出令別表第1の16項に該当する貨物である場合において、仕向地が別表第3に掲げる地域以外の地域であり、同令第4条第1項第3号イからニ（特例）のいずれかに該当して、輸出許可証を取得しているときは「FE」を入力し、「輸出貿易管理令別表コード」欄に「11600」を入力する。</p> <p>（注3）輸出令別表第1の16項に該当する貨物である場合において、仕向地が別表第3に掲げる地域以外の地域であるが、同令第4条第1項第3号（特例）に該当するため、輸出許可が不要のときは「NO」を入力し、「輸出貿易管理令別表コード」欄には入力を要しない。</p> <p>（注4）以下の区分に該当する貨物である場合において、輸出承認証を取得しているときは「E1」を入力し、「輸出貿易管理令別表コード」欄に区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の2に該当する貨物</td> <td>22999</td> </tr> <tr> <td>輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の5に該当する貨物</td> <td>23215</td> </tr> <tr> <td>輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の6に該当する貨物</td> <td>23216</td> </tr> <tr> <td>輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の7に該当する貨物</td> <td>23217</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の2に該当する貨物	22999	輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の5に該当する貨物	23215	輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の6に該当する貨物	23216	輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の7に該当する貨物	23217						
区 分	コード																	
輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の2に該当する貨物	22999																	
輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の5に該当する貨物	23215																	
輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の6に該当する貨物	23216																	
輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の7に該当する貨物	23217																	
41	事前検査済貨物等識別 （「事前検査済貨物等識別」欄）	<p>事前検査済み及び内容点検実施済みである場合は、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前検査済貨物である場合（郵便物に限る。）。</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	事前検査済貨物である場合（郵便物に限る。）。	A	○	○	○	○	○	○						
区 分	コード																	
事前検査済貨物である場合（郵便物に限る。）。	A																	

項番	項目名 (入力画面)	内 容				申告等種別									
						E・M N・R		G		T					
						L	S	L	S	L	S				
		内容点検実施済貨物である場合。	B												
		事前検査及び内容点検を実施済みである場合（郵便物に限る。）。	C												
		税関に確認依頼をする場合。	D												
以下 42 及び 43 の項目は、最大 15 欄まで繰り返し入力することができる。															
42	輸出承認証等識別 （「輸出承認証番号等」欄左）	<p>(1) 外為法及びその他の法令に基づく許可番号、承認番号、届出番号若しくは申請番号又は税関における審査に必要な事項等に係る輸出承認証等識別コード（「業務コード集」参照）を入力し、15 欄を超える分については、「記事（税関）」欄に入力する。</p> <p>(2) 「E L N J」（輸出承認番号）及び「F E N J」（外為法第 48 条第 1 項又は輸出貿易管理令第 1 条第 3 項許可番号）については他のコードに優先して入力する。</p> <p>(3) 他法令において、非該当又は特例扱い等であることを税関に証明する場合は、該当するコード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>(4) 展示等積戻し申告の場合は、「I T N O」を必須入力する。</p> <p>(5) 特定委託輸出申告の場合において、包括のときは「A E O H」を必須入力し、包括以外のときは「A E O U」を必須入力する。</p> <p>(6) 特定製造貨物輸出申告の場合は、「A E O M」を必須入力する。</p> <p>(7) 次のコードについて、重複入力は不可。</p> <p>① I T N O：展示等申告番号</p> <p>② M O T S：輸出自動車情報登録番号</p>													
43	輸出承認証番号等 （「輸出承認証番号等」欄右）	<p>(1) 「輸出承認証番号等」欄左に入力した輸出承認証等識別コード（「業務コード集」参照）に係る許可又は承認番号等を入力し、15 欄を超える分については、「記事（税関）」欄に入力する。</p> <p>(2) 「E L N J」（輸出承認証番号）及び「F E N J」（外為法第 48 条第 1 項又は輸出貿易管理令第 1 条第 3 項許可番号）については他のコードに優先して入力する。</p> <p>(3) 入力する許可又は承認番号等の桁数が入力可能桁数を超過する場合は、本欄に「K I J I」と入力した上で、当</p>													

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
		<p>該許可又は承認番号等を「記事（税関）」欄に入力する。 （輸出承認証等識別及び輸出承認証番号等の入力例）</p> <p>① 外為法の輸出許可又は輸出承認を受けた貨物の場合</p> <p>イ システムを使用して輸出許可又は輸出承認を受けた場合 輸出承認証等番号等には輸出許可又は承認の番号を入力する。 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 FENJ M-GL-00-S12345</p> <p>ロ 書面により輸出許可又は輸出承認を受けた場合 輸出承認証番号等には輸出許可又は承認の番号を入力する。 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 FENO M-GL-00-12345</p> <p>（注）輸出申告後、システムを使用した裏書き登録に誤りがあるため裏書訂正する場合は、あらかじめ当該訂正について税関（通関担当部門）の了承を得た上で裏書きを訂正する。</p> <p>② 特定委託輸出申告の場合</p> <p>イ 包括の場合 輸出承認証番号等には特定委託輸出申告包括申出番号を入力する。 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 AEOH 1000-00001</p> <p>ロ 包括以外の場合 輸出承認証番号等には特定保税運送者の利用者コードを入力する。 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 AEOU 1AABC</p> <p>③ 特定製造貨物輸出申告の場合 輸出承認証番号等には認定製造者承認番号を入力する。 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 AEOM 1000000001</p> <p>④ 本邦到着時の積出国がアメリカ合衆国の展示等申告番号の場合</p>						

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																					
			E・M N・R		G		T																	
			L	S	L	S	L	S																
		<p>輸出承認証番号等には展示等申告番号（11桁）及び本邦到着時の積出国（2桁）を入力する。</p> <p>輸出承認証等識別 輸出承認証番号等  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ITNO</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11123456780US</span></p> <p>⑤ 他法令において非該当又は特例扱い等とされている貨物であって、非該当又は特例扱い等であることを税関に証明するために特定の書類を提出する場合</p> <p>輸出承認証等識別 輸出承認証番号等  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">TOKG</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">BUNKAZAI</span></p>																						
44	インボイス識別 （「インボイス番号等」欄左）	<p>(1) 次の区分に応じたコードを入力する。</p> <p>(2) 価格資料を提出しない場合は、入力を要しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">コ ー ド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インボイス</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>インボイスに代わる書類</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>電子インボイス（NACCS／仕分情報あり）</td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td>電子インボイス（NACCS／仕分情報なし）</td> <td style="text-align: center;">D</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コ ー ド	インボイス	A	インボイスに代わる書類	B	電子インボイス（NACCS／仕分情報あり）	C	電子インボイス（NACCS／仕分情報なし）	D	○	○			○	○						
区 分	コ ー ド																							
インボイス	A																							
インボイスに代わる書類	B																							
電子インボイス（NACCS／仕分情報あり）	C																							
電子インボイス（NACCS／仕分情報なし）	D																							
45	電子インボイス受付番号 （「インボイス番号等」欄中）	「インボイス番号等」欄左に「C」（電子インボイス（NACCS／仕分情報あり））又は「D」（電子インボイス（NACCS／仕分情報なし））を入力した場合は、電子インボイス受付番号を入力する。	○	○			○	○																
46	インボイス番号 （「インボイス番号等」欄右）	<p>(1) インボイス等の番号を入力する。</p> <p>(2) インボイス等が複数にわたる場合は、「輸出承認証番号等」欄左に「INVN」（複数インボイスに係る他のインボイス番号）、「輸出承認証番号等」欄右に他のインボイスに代わる書類の番号を入力する。</p>	○	○			○	○																
47	インボイス価格条件コード （「インボイス価格等*」欄左）	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">コ ー ド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>FOB価格 FOB</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>C&amp;I価格 C&amp;I</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>C&amp;F価格 C&amp;F</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>CIF価格 CIF</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>EXW価格 EXW</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>FCA価格 FCA</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>FAS価格 FAS</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コ ー ド	①	FOB価格 FOB	②	C&I価格 C&I	③	C&F価格 C&F	④	CIF価格 CIF	⑤	EXW価格 EXW	⑥	FCA価格 FCA	⑦	FAS価格 FAS	○	○			○	○
区 分	コ ー ド																							
①	FOB価格 FOB																							
②	C&I価格 C&I																							
③	C&F価格 C&F																							
④	CIF価格 CIF																							
⑤	EXW価格 EXW																							
⑥	FCA価格 FCA																							
⑦	FAS価格 FAS																							

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																																						
			E・M N・R		G		T																																		
			L	S	L	S	L	S																																	
		<table border="1"> <tr><td>⑧</td><td>D A P 価格</td><td>D A P</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>D A F 価格</td><td>D A F</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>D E S 価格</td><td>D E S</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>D D U 価格</td><td>D D U</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>D P U 価格</td><td>D P U</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>D A T 価格</td><td>D A T</td></tr> <tr><td>⑭</td><td>D E Q 価格</td><td>D E Q</td></tr> <tr><td>⑮</td><td>D D P 価格</td><td>D D P</td></tr> <tr><td>⑯</td><td>C F R 価格</td><td>C F R</td></tr> <tr><td>⑰</td><td>C P T 価格</td><td>C P T</td></tr> <tr><td>⑱</td><td>C I P 価格</td><td>C I P</td></tr> </table> <p>(注)</p> <p>① 「F O B」以外を入力した場合は、「F O B 価格等」欄右にF O B 価格を入力し、「F O B 価格等」欄左にその通貨の通貨コード(「業務コード集」参照)を入力する。</p> <p>② インボイス等による価格条件がいずれにも該当しない場合は、いずれか類似の価格条件のコードを入力した上で、インボイス上の金額について当該入力した価格条件に応じて補正した額を「インボイス価格等*」欄中右に、「インボイス価格等*」欄中左にその通貨の通貨コード(「業務コード集」参照)を入力する。 なお、実際取引の価格条件は、「記事(税関用)」欄に入力する。</p>	⑧	D A P 価格	D A P	⑨	D A F 価格	D A F	⑩	D E S 価格	D E S	⑪	D D U 価格	D D U	⑫	D P U 価格	D P U	⑬	D A T 価格	D A T	⑭	D E Q 価格	D E Q	⑮	D D P 価格	D D P	⑯	C F R 価格	C F R	⑰	C P T 価格	C P T	⑱	C I P 価格	C I P						
⑧	D A P 価格	D A P																																							
⑨	D A F 価格	D A F																																							
⑩	D E S 価格	D E S																																							
⑪	D D U 価格	D D U																																							
⑫	D P U 価格	D P U																																							
⑬	D A T 価格	D A T																																							
⑭	D E Q 価格	D E Q																																							
⑮	D D P 価格	D D P																																							
⑯	C F R 価格	C F R																																							
⑰	C P T 価格	C P T																																							
⑱	C I P 価格	C I P																																							
48	インボイス通貨 コード (「インボイス 価格等*」欄中 左)	インボイス等の通貨種別を通貨コード(「業務コード集」参照)で必須入力する。		○	○			○	○																																
49	インボイス価格 (「インボイス 価格等*」欄中 右)	(1) 「インボイス価格等*」欄右に入力するコードに対応する価格を必須入力する。 (2) 「インボイス価格等*」欄中左に「J P Y」以外を入力した場合は、小数点以下第2位(第3位を四捨五入)まで入力することができる。		○	○			○	○																																

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別															
			E・M N・R		G		T											
			L	S	L	S	L	S										
50	インボイス価格 区分コード (「インボイス 価格等*」欄右)	次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1" style="margin: 5px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有償貨物のインボイス等価格</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>無償貨物のインボイス等価格</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>有償・無償貨物の混在したインボイス等価格</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>前記以外の価格</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	有償貨物のインボイス等価格	A	無償貨物のインボイス等価格	B	有償・無償貨物の混在したインボイス等価格	C	前記以外の価格	D						
区 分	コード																	
有償貨物のインボイス等価格	A																	
無償貨物のインボイス等価格	B																	
有償・無償貨物の混在したインボイス等価格	C																	
前記以外の価格	D																	
51	FOB通貨コード (「FOB価格 等」欄左)	(1) 「インボイス価格等*」欄左に「FOB」以外を入力した場合又は「インボイス価格等*」欄中右に入力したFOB価格を補正する場合は、FOB価格の通貨種別を通貨コード(「業務コード集」参照)で入力する。 (2) 「インボイス価格等*」欄左に「FOB」を入力した場合で、補正しない場合は入力を要しない。	○	○	○	○	○	○										
52	FOB価格 (「FOB価格 等」欄右)	(1) 「インボイス価格等*」欄左に「FOB」以外を入力した場合は、FOB価格を入力し、「インボイス価格等*」欄中右に入力したFOB価格を補正する場合は、補正後のFOB価格を入力する。 (2) 「FOB価格等」欄左に「JPY」以外を入力した場合は、小数点以下第2位(第3位を四捨五入)まで入力することができる。 (3) 「インボイス価格等*」欄左に「FOB」を入力した場合で補正しない場合は、入力を要しない。	○	○	○	○	○	○										
53	ベーシックプライス合計 (「BPR合計」 欄)	(1) 1件の輸出申告等が複数欄にわたる場合又は分割申告する場合において、システムで算出される価格按分係数の合計値によらず、その合計値を指定する場合に入力する。 (2) 小数点以下第2位まで入力することができる。 (3) 入力した場合は、輸出申告等入力控情報等の「ベーシックプライス合計入力識別(「BPR合計」欄右)」に「M」が出力される。	○		○		○											
54	要船積(搭載) 確認識別 (「要船積(搭 載)確認識別」 欄)	(1) 搭載確認を必要とする場合は、「Y」を入力する。 (2) 次の貨物については、入力を要しない。 ① 積戻し貨物 ② 用途外使用の用途に該当しない用途の適用貨物 ③ 減免戻税又は内国消費税還付適用貨物 ④ 展示等積戻し貨物 (3) 前記(1)及び(2)の貨物については、「搭載完了登録(便	○	○			○	○										

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別							
			E・M N・R		G		T			
			L	S	L	S	L	S		
		単位)」業務(業務コード:CLA)、「搭載完了登録(AWB単位)」業務(業務コード:CLB)又は「混載貨物搭載完了登録」業務(業務コード:CLH01)が実施された場合に、通関業者等に「搭載確認通知情報」(出力情報コード:AAT5011(輸出)又はAAT5021(積戻し))が配信される。								
55	記事(税関用) (「記事(税関)」欄)	(1) 税関における審査に必要となる事項を入力する。 (2) 漢字及びかなで入力することもできる。	○	○	○	○	○	○	○	○
56	記事(通関業者用) (「記事(通関業者)」欄)	(1) 通関業者等が必要とする事項を入力する。 (2) 漢字及びかなで入力することもできる。	○	○	○	○	○	○	○	○
57	記事(荷主用) (「記事(荷主)」欄)	(1) 荷主に必要な事項を入力する。 (2) 漢字及びかなで入力することもできる。	○	○	○	○	○	○	○	○
58	荷主セクションコード (「荷主セクションコード」欄)	荷主セクションコード(契約に携わった荷主側の部署コード等)を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○
59	荷主リファレンスナンバー (「荷主Reference No.」欄)	荷主リファレンスナンバー(荷主側が管理している申告に係る契約書等の番号等)を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○
60	社内整理番号 (「社内整理番号」欄)	自社で付与する任意の番号等を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○